

保険名称

保障プランA：団体信用生命保険(主契約)

保障プランB：就業不能保障特約付団信

保障プランC：就業不能保障特約付団信 + がん100%保障特約

※ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約は、団体信用生命保険に加入されたすべてのかたに付加されています。

ご利用いただけるかた

住宅ローンのお借入れを受けられるかたで、次の1と2の両方にあてはまるかた。

1. 融資実行日時点の年齢が、以下のかた。
【保障プランA】満20歳以上満70歳以下
【保障プランB】満20歳以上満55歳以下
【保障プランC】満20歳以上満50歳以下
2. 協栄信用組合指定の生命保険会社(以下、引受保険会社)の加入承諾が得られるかた。
「申込書兼告知書」に基づいてご加入の承諾を引受保険会社が決定します。健康状態によってはご加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

※ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約は、団体信用生命保険に加入されたすべてのかたに付加されています。
※ 配偶者が連帯債務者の場合、「夫婦連生型」も任意でご利用いただけます。この場合、お借入れ金利に対し、所定の金利が上乘せされます。
※ 「夫婦連生型」をご利用できるのは、同居または同居を予定されている戸籍上のご夫婦となります。(婚約者のかたは、原則として融資実行日までに入籍が可能なかた)

ご加入のお手続き

団体信用生命保険へのご加入をお申じいただくにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「個人情報のお取り扱いについて」の内容をご確認・ご同意いただき、お申じください。

必要書類

- 申込書兼告知書
- 引受保険会社所定の健康診断結果証明書(お借入れ金額が1億円を超える場合、お申込後に増額した場合も含まれます)



保障の開始

- 共通事項
「申込書兼告知書」によるお申込を引受保険会社が承諾した場合、引受保険会社は融資実行日から保障(責任)を開始します。
- 「就業不能保障特約付団信 + がん100%保障特約」をお申込のかたのがん保険金は、保障開始日以後に所定のがんに初めて罹患したと医師により診断確定されたときにお支払いします。ただし、保障開始日前または保障開始日からその日を含めて90日以内のがんと診断確定された場合には、お支払いいたしません。

保障の終了

- 以下の項目のいずれかに該当した場合は、保障が終了します。
1. 被保険者の死亡
 2. 被保険者が所定の高度障害状態になり、保険金が支払われたとき。
 3. 「就業不能保障特約付団信」「就業不能保障特約付団信 + がん100%保障特約」にご加入のかたは、就業不能保険金が支払われたとき。
 4. 「就業不能保障特約付団信 + がん100%保障特約」にご加入のかたは、がん保険金が支払われたとき。
 5. 余命6ヵ月以内と判断され、保険金が支払われたとき。
 6. お借入れを完済されたとき。
 7. 保険期間が満了したとき。(保険期間はお借入れ期間と同一かつ被保険者の年齢が満80歳以下となります)
 8. 夫婦連生型にご加入の場合、いずれかの被保険者の保険金が支払われたとき。

保険料

団体信用生命保険の保険料は協栄信用組合が負担します。ただし、加入される保障プランにより、所定の金利が上乘せになる場合があります。

引受保険会社

楽天生命保険株式会社

きょうえい 団体信用生命保険 3つの充実保障プラン



安心と保障充実の
3つの団信からお選びください。

保障プラン

A

団体信用生命保険(主契約)

保障プラン

B

就業不能保障特約付団信

保障プラン

C

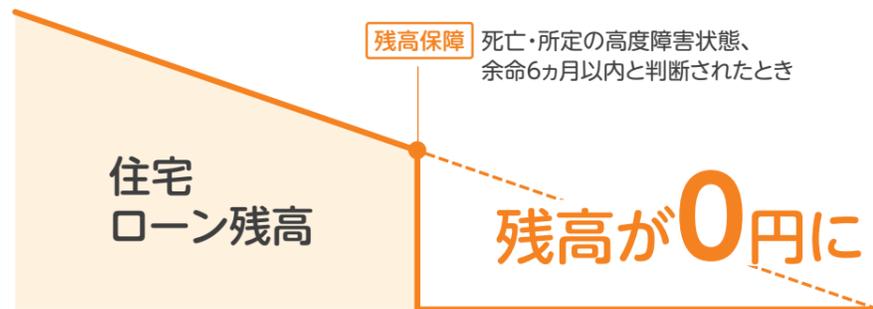
就業不能保障特約付団信 + がん100%保障特約

STEP 1

まずは3つの保障プランの中から選択!

保障プラン A 団体信用生命保険(主契約)

シンプルな保障内容で、万一の場合に住宅ローン残高が全額保障されます。



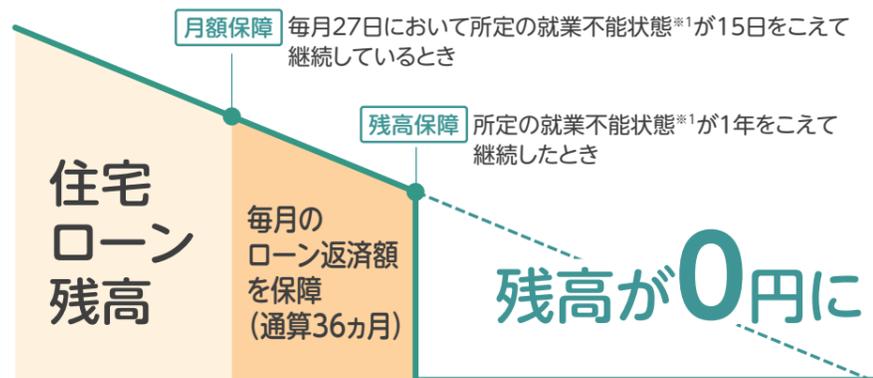
死亡・高度障害	●	
リビング・ニーズ	●	
がん	—	
就業不能	月額保障	—
	残高保障	—

[対象年齢: 満70歳以下]

▲ 借入(保障の開始)

保障プラン B 就業不能保障特約付団信

万一のときはもちろん、病気やケガで働けなくなったときの不安に備えます。



- 毎月27日において所定の就業不能状態*1が15日を超えて継続しているとき、就業不能給付金が支払われ毎月のローン返済額が保障されます。
- 所定の就業不能状態*1が1年を超えて継続したとき、就業不能保険金が支払われ住宅ローン残高が全額保障されます。

死亡・高度障害	●	
リビング・ニーズ	●	
がん	—	
就業不能	月額保障	●
	残高保障	●

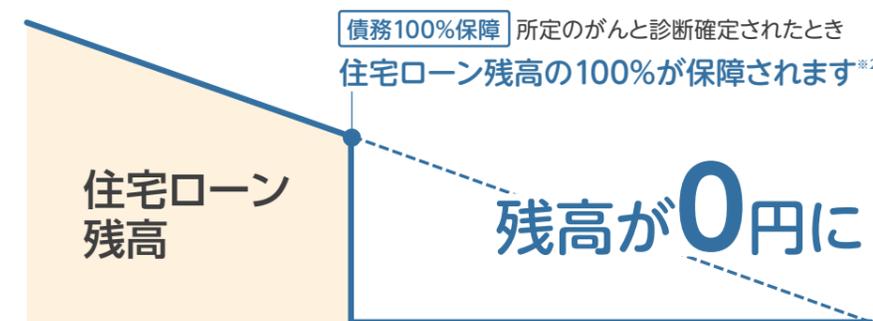
[対象年齢: 満55歳以下]

▲ 借入(保障の開始)

保障プラン C 就業不能保障特約付団信 ⊕ がん100%保障特約

働けなくなったときに加え、所定のがんと診断確定された場合に住宅ローン残高の100%が保障されます。

「保障プランB」にがん100%保障特約が付いています。



- 所定のがんと診断確定されたとき、がん保険金が支払われ住宅ローン残高の100%が保障されます。

死亡・高度障害	●	
リビング・ニーズ	●	
がん100%保障	●	
就業不能	月額保障	●
	残高保障	●

[対象年齢: 満50歳以下]

▲ 借入(保障の開始)

● がん保障の開始日は保障開始の91日目以降。

STEP 2

ご夫婦で連帯債務の場合、夫婦連生型を選択できます!



主債務者のみ
主債務者が夫の場合

保障プランCを選択の場合



主債務者
+
連帯債務者
[ご夫婦2人での
ご加入の場合]

保障プランCを
「夫婦連生型」で加入した場合

夫に
万一のことがあった場合

- 死亡・所定の高度障害状態、余命6ヵ月以内と判断されたとき
- 所定の就業不能状態*1が1年を超えて継続したとき
- 所定のがんと診断確定されたとき

住宅ローン残高

0円

住宅ローン残高

0円

妻に
万一のことがあった場合

- 死亡・所定の高度障害状態、余命6ヵ月以内と判断されたとき
- 所定の就業不能状態*1が1年を超えて継続したとき
- 所定のがんと診断確定されたとき

住宅ローン残高は、
そのまま残ります

住宅ローン残高

0円

主債務者のみの加入の場合よりも、お借入れ料率に所定の金利が上乗せされます。

※1 就業不能状態とは次のいずれかの状態をいいます。

[死亡したときおよび傷害または疾病が治癒したときは、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。]

(1) 傷害または疾病の治療を目的として、所定の病院または診療所において入院をしている状態。

(2) 傷害または疾病により、以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていること。

①身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの。

②身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの。

※2 保障開始日前または保障開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。(90日経過後の再発、転移等を含む。)